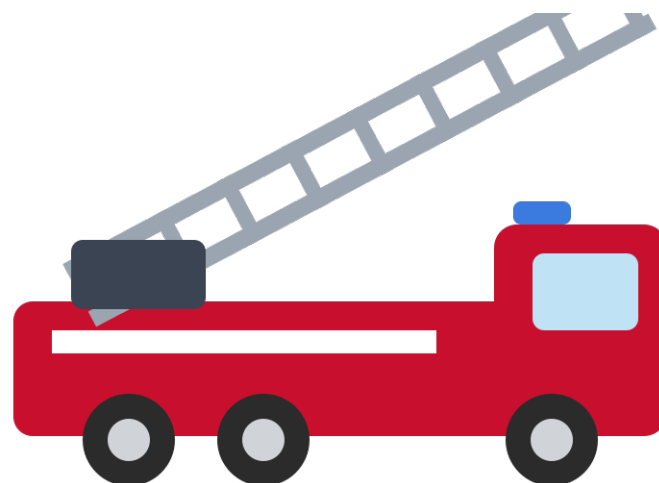


消防力の整備指針と消防関係法規

2026年の消防現況と 制度のズレ

課題の全体像と改善案



- ・「50年に4回」のはしご車、眠ったままの高額装備、300円の出動手当。
- ・制度は2000年（平成12年）設計・2019年最終改正のまま。
- ・人口減少・救急768万件時代の消防に合わせて組み替える。

400消防本部での消防事情改善アンケート実施結果のまとめ。

2026年9月 資料作成：一般社団法人 日本防災教育訓練センター

数字で見る2026年の消防現況

768万件

救急出動件数
(令和7年中)

9.8分

現場到着時間
(令和6年)

46.8%

搬送者のうち
軽症の割合

71.9万人

消防団員数
1年で1.35万人減

3.7%

女性消防吏員
(目標5%)

40%

人口10万人未満の
小規模消防本部



- ・一方、消防力の整備指針は2000年制定・2019年最終改正のまま。
- ・救急・人口減少・DX・処遇の視点は指針の外に置かれている。

整備指針の構造と問題の本質



第2章 施設

人口・中高層棟数・
危険物施設数から
署所数と車両台数を
機械的に算出



第3章 人員

ポンプ車5人・
救急車3人など
「車両1台あたり」
で人員を積み上げ



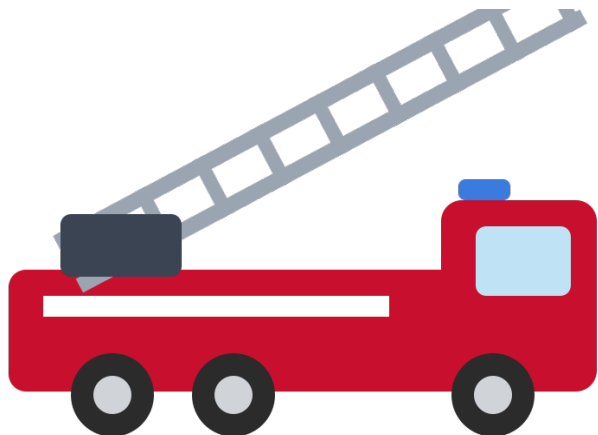
指針の性格

義務ではない
「目標」だが、
補助金・議会説明の
根拠として固定化



本質：「何台持つか」を決める指針であり、
「どれだけ使われ、効果を出したか」を問わない。
稼働や維持費と無関係に配置が固定化し、
予算消化が目的になる。

課題① はしご車：基準と稼働実態の乖離



現行の規定・現状

指針第7条：中高層建築物が概ね10棟以上で1台。
例外は120棟未満かつ隣接署所から30分以内のみ。

⚠ 2026年の現況とのズレ・課題

- ・ 40m級で約2.2億円、点検・整備で年数百万～1,000万円規模の維持費
- ・ 多くの本部で実火災出動は年数回。「50年に4回」の地域も
- ・ SP・連結送水管の普及で、はしご車への依存度は低下
- ・ 2019年改正でも「10棟で1台」は据え置き

課題② 化学車・救助工作車の基準据え置き



現行の規定・現状

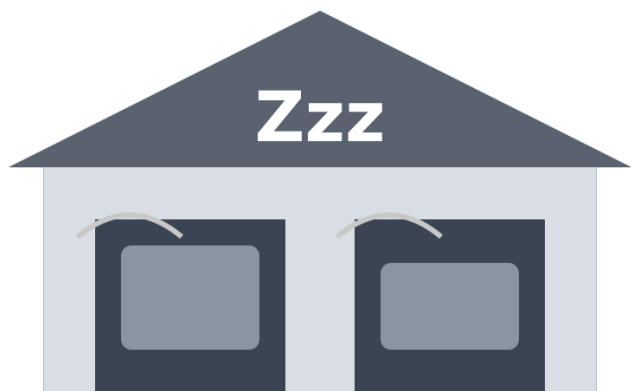
化学車：危険物施設の補正合計50以上で1台（第8条）。

救助工作車：救助隊数と同数（第9条）。

⚠ 2026年の現況とのズレ・課題

- ・ 危険物施設は減少傾向でも、2019年検討会は化学車基準を「現行どおり」
- ・ 大東四條畷の検証：特殊救助資機材の使用は5年で23件（年5件）
- ・ 救助工作車1台の減車で約1.3億円の削減効果（同組合）
- ・ 共同保有・乗換運用の判断が各本部任せ

課題③ 車庫で眠る高額装備と補助金の出口



現行の規定・現状

国庫補助や緊急消防援助隊の無償使用制度で、資機材・車両が全国に配備される。

⚠ 2026年の現況とのズレ・課題

- ・ 数百万円の特種資機材
(NBC・水難・高度救命等) が未使用のまま保管され、箱に入ったまま癒着し、使えない状態の装備も多い。
- ・ 配備後の稼働率・訓練実施率を国が把握・公表する仕組みがない
- ・ 年度末の予算消化で「補助対象か」が調達の基準に
- ・ 習熟訓練が伴わず、新品のまま経年劣化し、いざという時に使えない装備が発生

課題④ 人員基準が「車両単位」のまま



現行の規定・現状

第3章：

ポンプ車5人（充実時4人）、
救急車3人、救助工作車5人、
指揮隊3人以上。。は理想。。

ポンプ車3人、救助工作車3人、
指揮隊なしが救急隊が指揮代行
している本部も多い。。

⚠ 2026年の現況とのズレ・課題

- ・ 車両を減らさない限り基準人員も下がり、充足率が常に低く見える
- ・ 小規模本部が40%、吏員50人以下が16%。大規模災害には100人規模が必要
- ・ 生産年齢人口の減少で採用難、定年65歳延長で高齢職員の配置課題
- ・ 2019年検討会も「人口減少にきめ細かい指針が必要」と先送り

出典：消防庁「消防の広域化」地方財政
審議会資料2023

課題⑤ 火災中心の指針と救急が主戦場の現実



現行の規定・現状

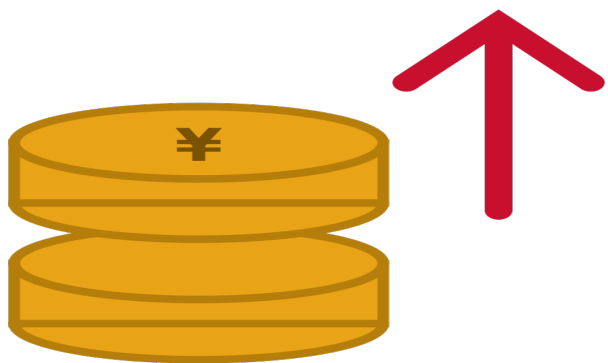
指針は火災警防が軸。
救急は「1台3人」の人員
規定のみで、需要変動へ
の規定がない。

⚠ 2026年の現況とのズレ・課題

- ・ 救急768万件（R7）、急病67%・
高齢者63%。火災出動を圧倒
 - ・ 現場到着9.8分（R6）と延伸、軽症
46.8%で資源が逼迫
 - ・ #7119・選定療養費は県ごとの
実証段階で、法規に位置付けなし
 - ・ マイナ救急・救命士の処置拡大も
制度が追いつかない
- ※ #7119は高齢者の病院検索代行
サービスでしかないという批判も。

出典：消防庁「令和7年版 救急・救助の
現況」ほか

課題⑥ 出動手当・処遇の低さと本部間格差



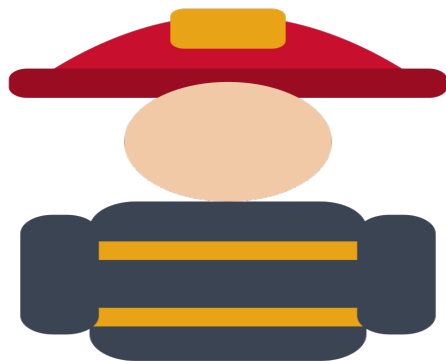
現行の規定・現状

特殊勤務手当は自治体条例で規定。全国平均月額約7,900円。出動手当は1回300～700円台。

⚠ 2026年の現況とのズレ・課題

- ・ 東京消防庁：災害出動1回最大700円。
横須賀市：1回300円
- ・ 命の危険を伴う活動の対価として低く、自治体間で2倍以上の格差
- ・ 仮眠・休憩中の出動待機（無賃金拘束時間）が未解決
- ・ 緊急消防援助隊の派遣手当も本部ごとに異なる

課題⑦ 消防団：報酬基準は整ったが担い手が減る



現行の規定・現状

令和3年消防庁通知：
年額報酬36,500円、
出動報酬1日8,000円が
標準額。

⚠ 2026年の現況とのズレ・課題

- ・ 団員718,697人（R8.4.1）、1年で13,526人減。基準達成94%超でも減少
- ・ 30代以下は31.9%。被雇用者団員は出動と就業の両立が困難
- ・ 操法大会中心の訓練。機能別・学生団員は増えても底上げ不足
- ・ 指針は常備消防のみ対象で、消防団との連携基準がない

課題⑧ 労働基本権・職場環境・多様性



現行の規定・現状

消防職員は団結権が否認
（地公法52条5項）。
代替は消防職員委員会
（消防組織法17条）。

⚠ 2026年の現況とのズレ・課題

- ・ ILO87号条約との整合を国際的に繰り返し指摘（2024年ILO総会）
- ・ 消防職員委員会は意見具申どまりで交渉力がない
- ・ ハラスメント事案が各地で報道。閉鎖的文化が休職・離職・採用難に
- ・ 女性吏員3.7%で目標5%（R8年度）は未達。施設整備も遅れ

課題⑨ 広域化の停滞とDXの位置付け不在



現行の規定・現状

消防本部720（R6.4.1）。
広域化第Ⅲ期（H30～R6）
は8本部減にとどまり鈍化。

⚠ 2026年の現況とのズレ・課題

- ・ 市町村単位の指針計算が、車両・人員の広域共同運用を評価しない
- ・ 指令共同運用は2019年に追加も、ドローン・AI指令の規定はない
- ・ マイナ救急・電子記録は実証段階で、本部ごとにシステムが別
- ・ 2026年のドローン要件変更にも小規模本部は追従困難

改善案A 指針を「リスク×成果基準」へ



改善案

- 1 特殊車両は「地域リスク評価」で台数を決める
SP設置率・10年の出動実績・到着時間で判定
- 2 稼働率・維持費・LCCの公表を指針に明記
車両単位で「年間出動／維持費」を毎年公表
- 3 隣接本部との共同保有を「充足」に算入
広域圏で台数を計算し、共同整備を評価
- 4 5年ごとの見直しを義務化
人口推計・救急需要・技術動向を定期反映

改善案B 眠る装備をなくす調達と財政



- 1 補助金に「出口管理」：3年の使用実績報告
未使用は他本部へ再配分、更新時の補助対象外
- 2 特殊車両は広域リース・共同購入で分散
都道府県単位で高所・化学・特殊救助をプール
- 3 更新は「同型」でなく機能ベースで再設計
小型多機能車や高所作業車への置換も選択肢
- 4 浮いた維持費を手当・訓練費に振り替え
例：救助工作車1台減で約1.3億円を再投資

改善案C 出動手当・労働環境の底上げ

改善案

- 1 出動手当の全国最低基準を国が示す**
例：災害出動1回3,000円以上、交付税と連動
- 2 無賃金拘束時間の解消**
仮眠中の出動待機を勤務時間として統一
- 3 緊急消防援助隊の派遣手当を国が統一**
日額・危険手当を国費で直接措置
- 4 団結権の段階的付与と委員会の権限強化**
ILO87号に整合。まず協議・回答義務を課す

改善案D 救急・消防団・DXを位置付ける



改善案

1

救急の「動的配置」基準を指針に新設
時間帯別データで隊数算定。茨城では軽症13%減

2

#7119・緊急度判定を全国標準化
軽症の代替搬送を制度化し救急車を守る

3

消防団は機能別・地域別に再編
操法中心から実災害訓練へ、事業所支援を法定

4

ドローン・AI指令・電子記録を補助対象に
共同指令センター単位で導入し負担軽減

実行ロードマップ 2026→2030

1

2026年度 実態調査

全本部の車両別
稼働率・維持費
を一斉調査

2

2027年度 指針改正

リスク×成果
基準へ改正、
5年見直し

3

2028年度 処遇改善

出勤手当の
最低基準、
待機の賃金化

4

2029年度～ 再編実装

広域共同保有
動的救急配置
DX基盤展開



KPI：稼働率公表100%／到着9分以内／
手当の最低基準達成／団員減少幅を半減

まとめ：「持つ消防」から「使える消防」へ

指針

2019年改正のままの配置基準を、
リスクと成果で見直す

装備

稼働率と維持費を公表し、
眠る装備を再配分・共同保有へ

人

出動手当の最低基準・待機の
賃金化・団結権で担い手を守る

救急・ 団・DX

現実の主戦場と地域防災力を
指針と法規に位置付ける



維持費を「守る」のではなく、現場の人と時間を守るために使い直す。

第2部

消防関係法規の 改正提案（詳細）



改正の3原則

1 リスク×成果で決める

「何台・何人」ではなく
「どれだけ効いたか」で配置と予算を決める

2 使われる仕組みにする

稼働率・維持費・訓練実績を公表し、
眠る装備・形だけの基準をなくす

3 人を守る

手当・勤務時間・団結権・団員報酬を
社会情勢並みに引き上げる

改正提案一覧（1）整備指針

法令・条文	改正の要点	手続
整備指針 第3条	基本理念にリスク評価・費用対効果・5年見直しを追加	告示
整備指針 第7条	はしご車：棟数基準→リスク評価、共同整備を算入	告示
整備指針 第8・14条	化学車・救助工作車：圏域で算定、乗換運用を明記	告示
整備指針 第13条	救急車：人口基準→出動件数・時間帯需要の基準へ	告示
整備指針 第27～34条	人員：車両単位→機能単位、兼務要件の緩和	告示

改正提案一覧（2）補助金・組織法・消防法

法令・条文	改正の要点	手続
整備指針 新設条	車両別の稼働率・維持費の公表、DX資機材の追加	告示
補助金交付要綱	配備後の使用・訓練実績報告と再配分ルール	要綱
消防組織法 第17条／ 地公法 第52条5項	職員委員会に協議・回答義務、団結権の段階的回復	法律
消防組織法 第31～33条	連携・協力（共同保有・共同指令）の法定化と財政措置	法律
消防法 第2条9項・35条の5／ 施行令 第44条	救急業務に緊急度判定・相談を追加、隊編成の弾力化	法律・政令

改正提案一覧（3） 処遇・消防団

法令・条文	改正の要点	手続
健康保険法 第63条（選定療養）	緊急性のない救急搬送への選定療養費を全国基準化	告示
特殊勤務手当（各条例）	出勤手当の国の標準額を通知し交付税措置	通知
平成15年 勤務時間通知	仮眠中の出勤待機を勤務時間として統一	通知
消防組織法 第44～49条	緊急消防援助隊の派遣手当を国が統一措置	法律
消防団法 第13・16条ほか	出勤報酬引上げ、操法大会の任意化、事業所支援	法律・通知

改正提案一覧（4）新機軸

法令・条文	改正の要点	手続
補助金適正化法 第22条 ／消防組織法 新設	消防本部間の車両・装備オークション （全国装備マーケット）	法律・要 綱
消防組織法 第16・51 条／新設「消防士法」	消防士の国家資格化（国家試験・登録 ・更新研修）	法律
消防学校の教育訓練の 基準（告示）	養成課程の認定制度、専門資格（救助 ・予防・指揮）	告示
消防団法 第16条	消防団員の「準消防士」資格と常備へ の転換ルート	法律・告 示

整備指針 第3条：基本理念に「成果」と「見直し」

消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第1条・第3条

現行の規定

市町村は本指針を「目標」として、地域の実情に即し消防力を整備する。

見直し時期の定めはなく、2019年以來改正なし。

改正案

- ①地域リスク評価に基づく整備
- ②稼働実績・費用対効果の検証
- ③人口推計・救急需要の反映
- ④5年ごとの指針見直しを明記
- ⑤広域共同整備を整備の一形態に

改正理由・期待効果

「配置目標」だけの指針から「効果を検証する指針」へ転換し、人口減少・救急増加・財政制約に合わせた継続的な更新を制度化する。

整備指針 第7条：はしご自動車の配置基準

消防力の整備指針 第7条

現行の規定

中高層建築物（4階以上）が管轄区域に概ね10棟以上で1台。
120棟未満かつ隣接署所から30分以内なら例外可。



改正案

- ①SP設置率と高所活動実績でリスク判定
- ②隣接本部との共同整備を「充足」に算入
- ③高所作業車等での代替を認める
- ④更新時に稼働実績を審査

改正理由・期待効果

2.2億円級の車両を年数回の出動で維持する構造を改め、建物側の防火性能と広域応援で高所対応を担保。維持費を人員・訓練へ振り替える。

整備指針 第8・14条：化学車・救助工作車

消防力の整備指針 第8条（化学消防車）・第14条（救助工作車）

現行の規定

化学車：第4類危険物施設の補正
合計50以上で1台。

救助工作車：救助隊の数と同数
を配置。

改正案

①事業所の自衛消防力・事故実績を算定に反映

②都道府県圏域で台数を算定し
共同保有を認める

③ポンプ車との乗換運用・多機能車を「充足」に算入

④減車分の維持費は訓練・人員へ

改正理由・期待効果

大東四條畷の検証では特殊救助資機材の使用は年5件、1台減で約1.3億円削減。危険物施設の減少と車両安全性能の向上を基準に反映する。

整備指針 第13条：救急自動車を需要基準へ

消防力の整備指針 第13条

現行の規定

人口10万以下は概ね人口2万ごとに1台。
10万超は5台に5万ごとに1台を加算。

改正案

- ①直近3年の出動件数・時間帯別ピーク需要で算定
- ②高齢化率・現場到着時間を補正係数に
- ③日勤救急隊を台数に算入
- ④#7119等の相談体制を「救急施設」に位置付け

改正理由・期待効果

救急768万件・現着9.8分に対し、人口だけの基準では隊数が需要に追いつかない。需要基準にすることで隊の増設と適正利用策を一体で計画できる。

整備指針 第27～34条：人員基準を機能単位へ

消防力の整備指針 第27条（消防隊員）～第34条（職員総数）

現行の規定

ポンプ車1台5人、救急車3人、
救助工作車5人、指揮隊3人以上
。
兼務は第33条で限定的に認める
。

改正案

- ①署所単位の「同時出動可能隊数」で人員を算定
- ②救急・救助・警防の兼務を標準化
- ③日勤救急隊、通信のAI支援を人員換算に反映
- ④定年延長職員向けの予防・指令ポストを明記

改正理由・期待効果

車両単位の積み上げでは車両を減らさない限り基準が下がらず、充足率が実態を表さない。機能単位にすれば小規模本部でも現実的な目標となる。

整備指針 新設：稼働率の公表とDX資機材

消防力の整備指針 第16条（特殊車等）・第20条（指令システム）、新設条

現行の規定

特殊車等は「必要に応じ配置」。
指令システムは共同運用に配慮。
稼働率・維持費の公表規定、ドローン・AI指令の規定はない。

改正案

- ①車両・資機材ごとに年間出動回数と維持費を公表
- ②ドローン・映像通報・AI指令・電子記録を施設に追加
- ③共同指令センター単位で導入
- ④公表データを次回改正の根拠に

改正理由・期待効果

「使われているか」を可視化して議会・住民の監視を働かせ、予算消化型の更新を抑止。DX資機材を指針に載せて補助金・交付税の対象を明確化。

補助金交付要綱：配備後の「出口管理」

消防防災施設整備費補助金・緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付要綱、無償使用制度

現行の規定

配備時の要件審査が中心。
配備後の使用実績・訓練実施の報告義務や、未使用資機材の再配分ルールはない。



改正案

- ① 配備後3年間、使用・訓練実績を毎年報告
- ② 実績のない資機材は他本部へ再配分
- ③ 更新補助は稼働実績を要件化
- ④ 複数年度の計画交付で年度末の駆け込み調達を防止

改正理由・期待効果

数百万円の資機材が使われずに保管される状態をなくす。補助金の効果測定を制度化し、必要な本部に装備が回る仕組みにする。

オークション制度化：財産処分と運営主体の法整備

補助金等適正化法 第22条（財産処分）、地方自治法 第237条・第238条の4（公有財産）、消防組織法（新設条）、無償使用制度

現行の規定

補助金で取得した車両・資機材の譲渡・売却は各省の承認が必要。売却先は官公庁オークション等で民間中心。
本部間の融通は個別の応援協定に依存。

改正案

- ①消防庁が全国「装備マーケット」を運営（組織法に新設）
- ②本部間の譲渡は財産処分を包括承認
- ③無償使用資機材の付け替えを電子申請に
- ④落札益は出品本部の更新基金へ

改正理由・期待効果

余剰車両・未使用資機材を必要な本部へ循環させ新規購入を抑制。民間へ流出させるより本部間で活用する方が公益性が高く、補助金の効果も持続する。

新機軸② 消防士の国家資格化

「自治体ごとの採用・教育」から「全国共通の資格・登録・更新」へ

日本の現状

市町村ごとに採用し、消防学校の初任教育（告示基準）を受ける。
全国共通の資格・登録制度はなく、本部を越えた移籍や能力証明が困難。

海外の例

米国：NFPA1001基準の第三者認証（Pro Board／IFSAC）
韓国：2020年に消防公務員を国家職へ移管
英国：全国共通の職務基準と資格枠組み

資格体系（案）

準消防士

団員・学生向け
基礎技能を認定

消防士

国家試験・登録
5年ごと更新

上級消防士

救助・予防・
指揮の専門

消防指揮官

大規模災害の
指揮・広域

国家資格化：消防組織法改正と「消防士法」の新設

消防組織法 第16条（消防長等の資格）・第51条（消防学校）、消防学校の教育訓練の基準（消防庁告示）、新設「消防士法」

現行の規定

消防吏員の任用は各市町村の採用試験。

消防長・署長のみ政令で資格要件。
救急救命士・消防設備士は国家資格だが「消防士」自体の資格はない。

改正案

- ①国家試験＋登録制の「消防士」資格を法定
- ②養成課程（消防学校・大学・専門学校）の認定制度
- ③救助・予防・指揮の専門資格と5年更新研修
- ④資格保有者の本部間移籍・中途採用を制度化

改正理由・期待効果

資格の可視化が処遇改善と人材流動化の根拠になり、小規模本部の人材確保、緊急消防援助隊の能力担保、女性・中途人材の参入を促す。

消防組織法 第17条・地方公務員法 第52条5項

消防組織法 第17条（消防職員委員会）／地方公務員法 第52条第5項（職員団体）

現行の規定

消防職員は職員団体を結成できない。
代替として消防職員委員会が勤務条件等の意見を取りまとめ、消防長に「意見を述べる」。

改正案

- ①委員会の意見に対する消防長の協議・文書回答義務
- ②外部委員（労働法・産業医）の参加
- ③ハラスメント相談窓口の第三者化
- ④団結権は協議団体から段階的に回復（ILO87号）

改正理由・期待効果

意見具申にとどまる現制度では処遇改善の実効性がない。国際基準に整合させ、ハラスメント・離職の抑止と採用力の回復につなげる。

消防組織法 第31～33条：広域化と連携・協力

消防組織法 第31～33条、市町村の消防の広域化に関する基本指針（R6.3改正、期限R11.4.1）

現行の規定

広域化は市町村の自主的判断。連携・協力（共同指令、車両共同整備）は指針上の補完策で、法律上の位置付けと財政措置が弱い。

改正案

- ①連携・協力を法律上の制度として明記
- ②共同保有車両・共同指令への交付税・補助の上乗せ
- ③都道府県単位の消防力整備計画を義務化
- ④小規模本部には期限付きで広域化・連携を要請

改正理由・期待効果

第Ⅲ期の広域化は8本部減にとどまり停滞。特殊車両を圏域資源として共同保有する法的根拠を与え、小規模本部の負担を減らす。

消防法 第2条9項・35条の5、施行令 第44条

消防法 第2条第9項（救急業務の定義）・第35条の5（実施義務）、施行令 第44条（救急隊の編成）

現行の規定

救急業務は「搬送」と「応急の手当」。

救急隊は救急車1台＋隊員3人以上。

緊急度判定・電話相談は法律上の業務ではない。

改正案

- ①救急業務に「緊急度判定・救急相談」を追加
- ②隊員2人＋救急救命士等の弾力編成を政令で許容
- ③軽症者への代替搬送の案内を業務に位置付け
- ④転院搬送の医療機関側負担ルールを明記

改正理由・期待効果

軽症46.8%・転院搬送7.6%に対し、法律が「全件搬送」を前提にしていることが逼迫の根本。適正利用を業務化し、隊員を重症対応に集中させる。

救急車の適正利用：選定療養費と#7119の全国化

健康保険法 第63条（選定療養）、厚生労働省告示、消防庁通知

現行の規定

救急搬送への選定療養費は三重県・茨城県など県単位の運用。
#7119は全国の約9割で実施だが法的根拠は通知。

改正案

- ①緊急性のない救急搬送への選定療養費を国の統一基準で運用
- ②#7119を救急業務に位置付け都道府県に設置義務
- ③救急隊の緊急度判定プロトコルを国基準化
- ④効果検証データの公表義務

改正理由・期待効果

茨城県の検証では軽症搬送13.4%減、#7119相談13.5%増、呼び控えによる重症化事例なし。全国基準化で救急資源を守る。

特殊勤務手当：出勤手当の国の標準額

地方自治法 第204条（手当）、各市町村の特殊勤務手当条例

現行の規定

出勤手当は各自治体条例で決定。
東京消防庁：災害出勤1回最大
700円
横須賀市：1回300円
特殊勤務手当は全国平均月額約
7,900円。

改正案

- 
- ①消防庁が標準額を通知（例：災害出勤1回3,000円、救急1回1,500円）
 - ②標準額を交付税の基準財政需要額に算入
 - ③火災内部進入・水難・NBCに危険加算
 - ④本部間格差の公表

改正理由・期待効果

消防団員に8,000円の標準額を示したのと同じ手法で常備消防の手当を底上げ。命の危険に見合う対価とし、採用・定着を改善する。

平成15年通知：仮眠・待機時間の取扱い

消防消第206号（平成15年11月11日）「消防職員の勤務時間等の適正な管理と運用について」

現行の規定

仮眠時間は労基法34条の休憩時間と整理。

出勤した場合のみ時間外勤務手当（25～60%割増）。

仮眠室での待機は「許容」される。

改正案

①仮眠中の出勤待機を「手待時間」として勤務時間に算入

②算入分を交替制の勤務時間に組み込み必要人員に反映

③出勤時の割増支給を監査項目に

④連続勤務後の休息を明記

改正理由・期待効果

民間では最高裁判例（大星ビル管理事件）で仮眠中の待機は労働時間。消防だけを例外とする合理性が薄れ、無賃金拘束の解消は人材確保の前提。

消防組織法 第44～49条：緊急消防援助隊の手当

消防組織法 第44条（出動の求め）・第49条（国の負担）、各本部の特殊勤務手当条例

現行の規定

出動費用は国が負担するが、隊員の派遣手当は所属本部の条例に委ねられ、同じ現場で支給額が異なる。

改正案

- ①派遣手当（日額・危険加算）を国が統一基準で直接措置
- ②長期派遣時の休息・交代の基準を明記
- ③派遣中の公務災害補償の上乗せ
- ④派遣実績を人事評価に反映

改正理由・期待効果

能登半島地震等の長期派遣で本部間格差が顕在化。国の要請で出動する以上、処遇は国が保証するのが筋であり、隊員の士気と安全を確保する。

消防団法 第13・16条ほか：処遇と訓練の見直し

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律 第11・13・16条、報酬基準通知（R3）、消防操法の基準（S47告示）

現行の規定

年額報酬36,500円、出動報酬1日8,000円が標準。
操法の基準は昭和47年告示のまま、大会が訓練の中心。
事業者の協力は努力規定。

改正案

- ①出動報酬の標準額を1日10,000円へ、災害出動は加算
- ②操法大会の参加を任意化し実災害訓練を標準に
- ③団員を雇用する事業者への税制優遇・入札加点
- ④機能別・学生団員の要件緩和

改正理由・期待効果

団員は年1.35万人減、30代以下は31.9%。負担の大きい行事を減らし、報酬と事業者支援で「参加できる消防団」に転換する。

改正の進め方：手続区分とスケジュール

1

通知・要綱

2026年度内

出勤手当の標準額、
勤務時間通知の改正
、補助金の出口管理
、操法大会の任意化

2

告示（整備指針）

2027年度

検討会→パブコメ→
告示改正。第3・7・
8・13・14・27条と
新設条

3

政令・法律

2028年度～

施行令44条、消防法
2条・35条の5、組
織法17・31条、地
公法52条、消防団法
13条



通知で今すぐ動かせるものから着手し、実績データを集めて告示・法律改正の根拠にする「三段階」で進める。

想定される反対意見と対応

「減車は住民の安全を損なう」



到着時間・応援協定をKPIで公表し、
遅延は最大5分以内に管理

「共同保有は責任が曖昧」



圏域整備計画で運用主体・費用分担
を明記し法的根拠を与える

「手当増は財政負担」



維持費の削減分と交付税措置で相殺。
1台減＝約1.3億円

「団結権は指揮命令を乱す」



争議権は付与せず協議団体から段階
的に。海外の消防は団結権が一般的

「選定療養費は受診抑制」



茨城の検証で重症化事例なし。
相談体制とセットで導入

第3部

多くの消防長が共感する悩みから



“ 昭和時代と変わらないけど、何を変えたら良くなるのかわからない。かなり末期症状かと感じている。結果報告で良くなるのか、その報告書は本質的なのか疑問が残る。やる気のある優秀な人材がパワハラ、組織の人事により気持ちが折れて辞めていく。残るのは今を我慢して生活のために仕事をしている人という現実。補助金で購入した使い道のない資機材、現場の声とは程遠い組織のチカラで整備される車両、仮眠時間の無賃金拘束、新卒職員とさほど変わらない賃金体系、成り手不足、政治的背景の広域化の停滞、今だに根深い表沙汰にならないハラスメント、田舎消防にある政治的人事、緊援隊出向時の時間外手当や労務管理。問題は山積している。

（ある消防長の声・要旨）

この声を9つのテーマに分け、課題の構造と改善案を整理した。

声① 何を変えたら良くなるのかわからない

“ 「昭和時代と変わらないけど、何を変えたら良くなるのかわからない。かなり末期症状かと」

⚠ 課題の構造

- 物差しが「指針の充足率」しかなく、成果を測る指標がない
- 前例踏襲が最も安全。変えた人が責任を負い、変えない人は守られる
- 本部単位で孤立し、他本部の成功例が横に広がらない

✓ 改善案

- 本部の自己診断リスト（稼働率・到着時間・離職率・手当）を国が標準化
- 消防長裁量で1年限りの試行と撤回を認める
- 改善事例DBを消防庁が運営し横展開を評価



主体：消防庁（診断様式・事例DB）／消防長（試行の意思決定）／議会（KPIで評価）。

声② 結果報告で良くなるのか、報告書は本質的か

“ 「結果報告で良くなるのか、その報告書は本質的なのか疑問が残る」



課題の構造

- ・ 報告は「実施したか」の形式確認で、「効果があったか」を問わない
- ・ 国・県・本部の三層で同じ報告を作り、現場の時間を奪う
- ・ 報告の結果が予算や指針改正に反映されず、書く意味が見えない



改善案

- ・ 様式を「実施件数」から「結果指標」（到着時間・離職率・未使用装備）へ
- ・ 一度の入力で国・県が共有し、重複報告を廃止
- ・ 結果を翌年度の交付税・補助金・指針改正に連動



主体：消防庁（様式改正・システム）／都道府県（重複報告の廃止）

声③ 優秀な人材が折れて辞めていく

“ 「やる気のある優秀な人材がパワハラ、組織の人事により気持ちが折れて辞めていく」



課題の構造

- ・ ハラスメントの相談窓口が内部にあり、通報が人事に跳ね返る
- ・ 昇任基準が不透明で、成果より年功・派閥・上司との相性が優先
- ・ 辞めた理由が記録されず、同じことが繰り返される



改善案

- ・ 相談・通報窓口を本部外（都道府県・弁護士）に置き、調査結果を消防長に報告義務
- ・ 昇任基準・面接評価の公開と複数評価者による360度評価
- ・ 退職者インタビューの義務化と離職率・理由の公表



主体：都道府県（外部窓口）／消防長（昇任基準公開）／
消防庁（離職率公表の標準化）

声④ 生活のために我慢する・新卒並みの賃金

“ 「残るのは今を我慢して生活のために仕事をしている人。
新卒職員とさほど変わりのない賃金体系」

⚠ 課題の構造

- ・ 給料表は年功が中心で、資格・技能・危険度が給与に反映されない
- ・ 管理職以外に昇給の道がなく、現場の専門家ほど報われない
- ・ 手当は1回数百円で、責任と危険に見合わない

✓ 改善案

- ・ 資格手当（救急救命士・救助・予防・指揮）と技能給を給料表に組み込む
- ・ 管理職と並ぶ「専門職ライン」（上級消防士・指揮官）を設け昇給を保証
- ・ 出勤手当の国の標準額と、危険業務加算（第2部C参照）



主体：市町村（給与条例）／消防庁（標準モデル給料表の提示）／総務省（交付税措置）

声⑤ 現場の声と離れた車両・資機材の整備



「補助金で購入した使い道のない資機材、現場の声とは程遠い組織のチカラで整備される車両」



課題の構造

- ・仕様は幹部・業者・補助金要件で決まり、使う隊員が関与しない
- ・補助金の締切に合わせて「買えるもの」を買う年度末調達
- ・配備後に使用実績を見る人がいない



改善案

- ・仕様策定委員会に現場隊員を必ず入れ、試乗・試用を義務化
- ・調達前に「年間想定出動回数と維持費」を議会資料に明記
- ・配備後3年の使用実績を公表し、未使用はオークションで循環（第2部参照）



主体：消防長（委員会設置）／議会（調達審査）／消防庁（補助要綱の改正）

声⑥ 田舎消防の政治的人事と広域化の停滞

“ 「田舎消防にある政治的人事」 「政治的背景の広域化の停滞」

⚠ 課題の構造

- ・ 消防長・幹部人事が首長の意向や地元の力関係で決まる
- ・ 広域化は首長・議会の利害（庁舎・人事・負担金）で止まる
- ・ 小規模本部ほど人事の選択肢が少なく、閉じた組織になる

✓ 改善案

- ・ 消防長の任用要件（資格・経験）を政令で明確化し、外部登用・任期制を選択可能に
- ・ 幹部人事に都道府県レベルの人事交流と外部評価を導入
- ・ 広域化は期限付きで国が調整し、応じない場合の交付税上の扱いを明示



主体：消防庁（任用要件・広域化の期限）／都道府県（人事交流）／首長（任期制の採用）

声⑦ 仮眠時間の無賃金拘束と緊援隊の労務管理

“ 「仮眠時間の無賃金拘束」 「緊援隊出向時の時間外手当や労務管理」

⚠ 課題の構造

- ・ 仮眠中の待機は休憩扱いで賃金なし（平成15年通知）
- ・ 緊援隊派遣中は勤務時間の記録が曖昧で、時間外手当が本部ごとに違う
- ・ 長期派遣後の休息・健康管理の基準がない

✓ 改善案

- ・ 仮眠待機を勤務時間に算入（第2部C参照）
- ・ 派遣中の勤務・休息を国の統一様式で記録し、時間外手当を国費で措置
- ・ 派遣後の休息日数・健康診断・メンタルケアを義務化



主体：消防庁（通知改正・統一様式）／国（派遣手当の直接措置）

声⑧ 成り手不足の消防・公安職

“ 「成り手不足の消防等の公安職」

⚠ 課題の構造

- ・ 生産年齢人口の減少で、警察・自衛隊・民間と人材を奪い合う
- ・ 年齢上限・体力基準・住居要件が入口を狭めている
- ・ 外から見えるのは「危険・低賃金・閉鎖的」という印象

✓ 改善案

- ・ 採用年齢上限の撤廃、中途・社会人枠、資格保有者の試験免除
- ・ 国家資格化と養成課程認定で「学校で目指せる職業」にする（第2部参照）
- ・ 離職率・手当・訓練時間の公表で、透明な職場をアピール



主体：市町村（採用要件）／消防庁（国家資格・広報）／消防学校（養成課程）

声⑨ 表沙汰にならないハラスメント

“ 「今だに根深い表沙汰にならないハラスメント」

⚠ 課題の構造

- ・ 24時間の閉鎖空間・階級社会で、被害者が逃げ場を持たない
- ・ 内部処理で「指導」として片付けられ、記録が残らない
- ・ 処分が本部ごとにばらつき、加害者が異動で守られる

✓ 改善案

- ・ 外部窓口・匿名通報・消防長への報告義務（声③と共通）
- ・ 事案・処分件数を消防庁が集計・公表し格差をなくす
- ・ 幹部登用に研修修了と360度評価を要件化



主体：消防庁（集計・公表・処分基準）／都道府県（外部窓口）／消防長（登用要件）

消防長が明日から始められる10のこと

1 車両・資機材ごとの年間出動回数と維持費を一覧にする

2 離職者に理由を聞き、記録する

3 昇任基準と評価項目を職員に公開する

4 仕様策定委員会に現場隊員を入れる

5 ハラスメント窓口を本部の外に置く

6 仮眠中の出動を全件、時間外として記録する

7 隣接本部と特殊車両の相互応援・共同整備を協議する

8 1年限りの試行を1つ決め、結果を公表する

9 議会に「充足率」でなく「到着時間・稼働率」で説明する

10 他本部の成功例を1つ持ち帰り、真似する

第4部

施行令「別表第一」の見直し — 社会情勢に合わせた用途区分の再設計



「別表第一」は多くの法令で、規制の対象を決める入口になっている



消防法施行令

建物の用途区分
→ 消防用設備の
設置義務を決める



建築基準法
施行令・法別表
特殊建築物の用途
→ 耐火・避難規制
を決める



輸出貿易管理令

規制対象貨物
→ 安全保障貿易管理
を決める

共通する3視点：①文言でなく「実態のリスク」で分類
②技術進歩・産業構造の変化を包摂 ③過剰な足かせを外す

消防法施行令 別表第一①：新しい福祉サービス

消防法施行令 別表第一 (6)項ハ（通所系福祉施設・作業所等）／(6)項ロ（避難困難者入所施設）

現行の規定

障害者総合支援法の新サービス（就労選択支援など）が別表第一に明記されておらず、用途判定が本部ごとに分かれる。

改正案

- ①就労選択支援等の新事業所を(6)項ハに明確に位置付け（令和7年改正）
- ②避難困難者の宿泊が常態化する場合は(6)項ロとして面積不問で設備義務
- ③新サービス創設時に別表第一を同時改正する仕組み

改正理由・期待効果

福祉の多様化（少子高齢化・障害者の多様な働き方）に用途区分を追従させ、実態に即した安全基準（SP・自火報の要否）を全国で統一する。

消防法施行令 別表第一②：医療・高齢者施設

消防法施行令 別表第一 (6)項イ（病院・診療所）・(6)項ロ（避難困難者入所施設）、令第12条・第21条

現行の規定

旧基準：(6)項ロは延べ面積275㎡以上でスプリンクラー義務。有床診療所は規模により免除。夜間少人数で避難困難者が集まる施設の火災リスクが顕在化。

改正案

- ①(6)項イ・ロを細分化し、避難困難者の有無で区分（実施済）
- ②自力避難困難者の施設は面積不問でSP・自火報を義務化（実施済）
- ③今後：夜間職員数・避難時間を用途判定の補正要素に加える

改正理由・期待効果

福岡市の有床診療所火災（2013年）、長崎・札幌のグループホーム火災の教訓。高齢者人口の増加に伴い「面積」ではなく「避難困難者の存在」で規制する方向へ。

消防法施行令 別表第一③：民泊・個室型店舗

消防法施行令 別表第一 (5)項イ（旅館・ホテル等）、(15)項（事務所等）、令第21条（自火報）

現行の規定

住宅の一部を使う民泊、個室型店舗、シェアオフィス、無人宿泊施設など新業態は、別表第一の文言だけでは用途判定が難しい。

改正案

- ①民泊は(5)項イとし、小規模でも自火報を面積不問で義務（実施済）
- ②就寝・個室利用を伴う新業態は特定防火対象物とする判定基準を通知
- ③用途判定の全国共通Q&Aで本部間の差をなくす

改正理由・期待効果

インバウンド需要・空き家活用で急増する新業態に対し、「逃げ遅れ」リスクの有無で規制を決める。判定のばらつきは事業者の予見可能性を損ない、予防要員の負担も増やす。

建築基準法 別表第一・施行令：木材利用と資材調達

建築基準法 別表第一（特殊建築物）、施行令（耐火・内装制限・避難規定）、型式適合認定制度

現行の規定

大規模木造や上層階の内装・避難階段には一律の不燃要求。資材不足時の代替・設計変更に柔軟性がなく、確認手続きのやり直しが発生。

改正案

- ①一定の安全性を満たせば木材を現しで使える防火・避難規制の合理化（実施済）
- ②型式適合認定に構造耐力の新類型を追加し、代替資材への変更を容易に
- ③消防法との用途区分の整合（別表第一の相互参照）

改正理由・期待効果

脱炭素・木材利用促進と、国際情勢・災害による資材調達難への対応。安全性を担保しつつ、事業者の事務負担と工期リスクを減らす。

輸出貿易管理令 別表第一：経済安全保障

輸出貿易管理令 別表第一（規制対象貨物）、外為法、経済安全保障推進法

現行の規定

軍事転用可能な貨物・技術のリストは国際枠組みに合わせて随時改正されるが、AI・半導体・量子など機微技術の進歩が速く、リストが追いつかない。



改正案

- ①国際枠組みと連動した高頻度の別表改正（実施中）
- ②消防のドローン・通信機器の調達に安全保障要件を明示
- ③資機材調達ガイドラインに情報セキュリティ要件を追加

改正理由・期待効果

消防装備のドローン・無線・指令システムは輸出入双方で安全保障の対象になり得る。2026年のドローン情報セキュリティ要件の変更はその一例。

消防法：スプリンクラー等 設置基準の新旧対照

対象は消防法施行令 別表第一の用途区分

対象（令別表第一）	従来の基準	現在の基準（強化点）
(6)項ロ 避難困難者入所施設	延べ面積275m ² 以上 で設置義務	面積不問で原則義務化（ 延焼抑制構造等のみ免除 ）
(6)項ハ 通所系福祉・作業所	新サービスの区分が 未整理	就労選択支援等を追加。 宿泊が常態化すれば(6)項 ロ扱い
(1)～(4)項・(5)項イ 飲食店・物販・ホテル ・民泊	11階以上は原則義務 低層は1,500～3,000 m ² 以上	11階以上は維持。民泊等 は小規模でも自火報が面 積不問

消防法：蓄電池設備（リチウムイオン等）の新旧対照

火災予防条例（例）・蓄電池設備の基準 令和6年1月1日施行

項目	従来	改正後
規制単位	電流容量（4,800Ah・セル） 鉛蓄電池を想定	電力量（kWh）に統一 リチウムイオン等に対応
規制対象	大容量設備のみ	10kWh超が対象 20kWh超は消防機関へ届出
実務影響	家庭用・小規模事業所は対象外	家庭用大型蓄電池も対象に。 保有空地・離隔距離、 火災感知器の見直しが必要

建築基準法：4号特例の縮小（2025年4月施行）

建築基準法 第6条の4（審査省略）、省エネ適合義務化と同時施行

区分	従来（4号建築物）	改正後
木造2階建て、 木造平屋200㎡超	確認申請で構造・省エネ 関係図書の審査を省略	「新2号建築物」：構造・ 省エネ関係図書の提出と 審査が必要
木造平屋200㎡以 下	審査省略	「新3号建築物」：審査省 略を継続
大規模修繕・模様 替	4号建築物は確認不要	新2号建築物は確認申請が 必要 （用途変更・リフォーム 実務に影響）

用途変更の実務影響：消防法と建築基準法は連動する

例：事務所(15)項 → デイサービス(6)項ハ・民泊(5)項イ



コスト

小規模でもSP・自火報の工事が数百万円規模で後から判明し、事業計画が頓挫する例が多発

手戻り

建築確認と消防同意・設備審査が別々に進み、順序を誤ると設計のやり直し

改善案

消防＋建築の「事前相談ワンストップ」を制度化し、判定結果と必要設備を文書で回答

別表第一の見直しに必要な3つの視点と消防への示唆



実態（実質的リスク）への着目

文言上の定義でなく、就寝・避難困難者の有無、軍事転用の可能性など実際の利用形態で分類する



技術進歩・産業構造の変化への追従

デジタル化・GXに伴う新しい設備・建材・サービス（蓄電池、木造化、民泊、新福祉）を速やかに包摂する



過剰な足かせの排除（合理化）

安全性を担保しつつ、物価高・人手不足に悩む事業者の事務負担とコストを減らす柔軟な基準・特例



消防への示唆

用途判定・設備審査・用途変更相談は予防要員の仕事。整備指針第32条の予防要員算定に「用途変更件数・新業態の判定件数」を加え、判定Q&Aと事前相談ワンストップで本部間の差と負担を減らす。

主な根拠資料

- ・ 消防庁「消防力の整備指針」
（平成12年告示第1号、最終改正平成31年）
- ・ 消防庁「整備指針及び消防水利の基準に関する検討会報告書」
（平成31年）
- ・ 消防庁「令和7年中の救急出動件数等（速報値）」
「令和7年版 救急・救助の現況」
- ・ 消防庁「消防団の組織概要等に関する調査（令和8年度）」
- ・ 大東四條畷消防組合「消防力の適正配置計画」（令和4年3月）
- ・ 茨城県「救急搬送における選定療養費の徴収に関する検証結果」
（2025年12月）
- ・ 消防消第206号「消防職員の勤務時間等の適正な管理と運用について」
（平成15年）
- ・ 全国消防職員協議会「2026-2027活動方針」